

令和3年11月24日発行
京都府丹後保健所 保健課
(丹後地域包括ケア推進課)

1 若年性認知症支援研修会の開催について

11月5日(金)に標記研修会をオンラインにて開催しました。

今年度は「連携」をテーマに、支援者が若年性認知症に対する知識を深め、支援者間での連携のあり方を考える機会とし、若年性認知症の方の就労や居場所等の受け入れ体制の拡充を目指すことを目的に開催しました。

「若年性認知症の基礎知識と対応」については、京都府立医科大学大学院医学研究科精神機能病態学の成本迅教授に講義を行ってもらい、「若年性認知症の方への居場所・就労支援」については、京都府こころのケアセンターの若年性認知症支援コーディネーターである山中祥子臨床心理士に講演してもらいました。

また、実践報告として、「若年性認知症の方への居場所・就労支援の実際について～障害分野との連携のあり方を考える～」をテーマに、繋いだ側の立場から与謝野町地域包括支援センターの小山佳子社会福祉士、宮津市地域包括支援センターの高橋梓保健師及び宮津市社会福祉課障害福祉係の安田宣孝主査に、受け入れた側の立場から峰山共同作業所の引野充朗管理者に報告してもらいました。

参加者は高齢者介護サービス事業所等の介護支援専門員や障害者就労支援事業所、障害者支援サービス事業所など90名近くの方に聴講していただきました。

「若年性認知症の基礎知識と対応」について (成本教授の資料より抜粋)

若年性認知症とうつ病の違い

| | 若年性認知症 | うつ病 |
|------|--------------------------|-----------------------------|
| 発症 | ゆっくりと発症 | きっかけがあることが多い |
| 経過 | ゆっくりで変動が少なく、進行性 | 急速に進行、日内変動がある |
| 記憶障害 | 記憶障害を否認する 最近の記憶が障害される | 記憶障害を強く訴える 最近の記憶も昔の記憶も同様 |
| 答え方 | 取り繕う | 「わからない」と答える |
| 自己評価 | 能力低下を隠す | 能力低下を嘆く |
| 身体症状 | あまりみられない | 不眠、食欲低下など |

成本教授からは、若年性認知症の多くの方が発症時には就労しているものの、退職を余儀なくされ、その結果収入が減少し、生活に支障を来すという課題があり、診断後の支援として、就労等の本人のニーズに合った経済的支援サービスの充実が求められているとのことでした。

医師との情報共有は出来るだけ具体的に行動などについて伝えて欲しい、とも言われていました。

また、新薬についての情報提供もして頂きました。

具体的な行動の記述の例

- 落ち着かない
 - 立ち上がってドアのところを見に行く
 - トイレに入ったり出たりを繰り返す
 - たんすの引き出しを開けたり閉めたりを繰り返す
- 不穏、興奮
 - 汚れたおむつを引き出しに入れようとするので制止すると「ほっといて」と大声をあげた
 - お風呂に入れようとして服を脱がせようとするので抵抗して「やめてくれ」と大声をあげた
- 元気がない
 - これまで楽しみにしていたテレビを見なくなった
 - 日中の10時～16時の間は横になって過ごしている
 - 食事を自力でしない

実践報告では、相談を受けた地域包括の担当者が様々な支援機関や事業所と連携して途切れない支援をされており、受け入れられた作業所からはその方にあった作業を検討したり、日々の具体的な作業の補助について大変工夫されている様子をお話いただきました。

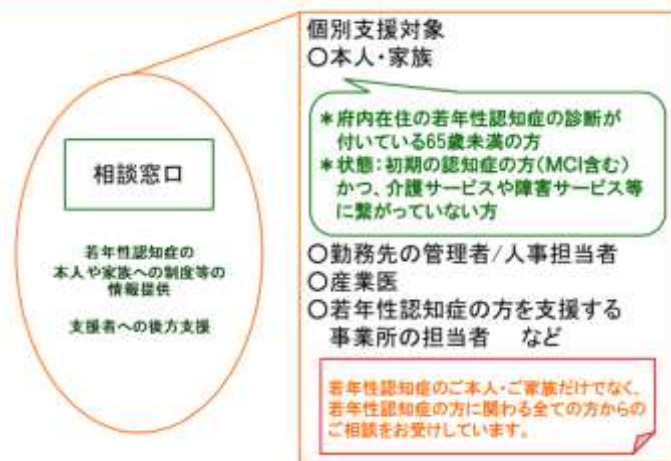
意見交換では、中川正法先生（京都府健康医療対策監）から、言葉だけでなく視覚的情報や日頃見慣れたものを活用する等、若年性認知症の方とのコミュニケーションを図る上での様々な工夫について、御助言いただきました。

最後に、「若年性認知症の方への支援について」ということで、京都府こころのケアセンターの若年性認知症支援コーディネーターからは、若年性認知症支援コーディネーターの役割、若年性認知症の方が利用できる制度や、他地域で活躍されている若年性認知症の方の支援内容等についてお話いただきました。

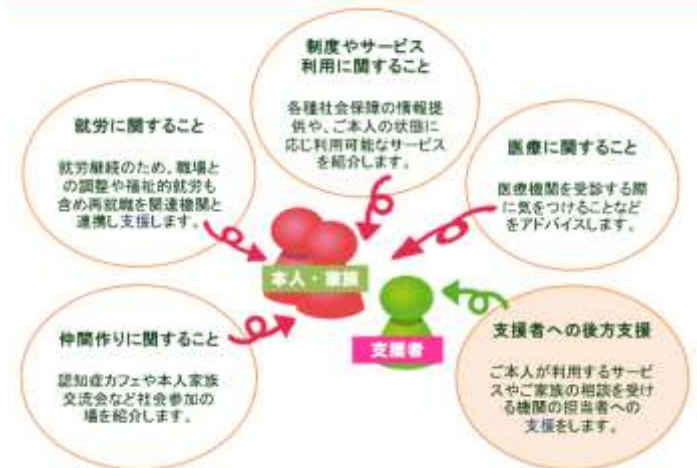
終了時アンケートでは、「若年性認知症支援コーディネーターのことを初めて知った」、「支援や相談窓口をわかりやすく教えてもらえた」という声がありました。研修会全般として、若年性認知症の正しい理解の学習ができ、9割以上の方に満足してもらえました。

「若年性認知症の方への居場所・就労支援」について（京都府こころのケアセンターの資料より抜粋）

1 若年性認知症支援コーディネーターとは



1 若年性認知症支援コーディネーターとは



2 若年性認知症の方が利用できる制度について

(1) 休職・退職の際に利用出来る制度

- 傷病手当金
公的医療保険に加入している被保険者が、病気やケガで3日以上仕事を休んだ場合、4日目から支給される。
窓口：加入している保険組合、会社の保険担当者
- 失業給付
雇用保険の被保険者が何らかの理由により離職したときに、失業中の生活を安定させ、就職活動を円滑に行えるように支援するために支給される。
窓口：ハローワーク

(2) 生活を支える制度

- 自立支援医療(精神通院医療)
認知症を含む精神障害の通院医療費の負担を軽減する。自己負担が3割から原則1割、所得に応じた一月あたりの上限額に軽減される。
窓口：役所の障害福祉担当課
- 精神障害者保健福祉手帳
認知症を含む精神障害のある方について、障害があることを証明するもの。初診日(障害の原因となる傷病で初めて医師の診療を受けた日)から6ヶ月後に申請可能。
窓口：役所の障害福祉担当課

○ 障害年金(障害基礎年金/障害厚生年金)

病気やケガによって生活や仕事が制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金。
初診日から1年6ヶ月後に申請可能。

窓口：障害基礎年金の申請 → 年金事務所もしくは役所
障害厚生年金の申請 → 年金事務所

(共済組合加入者は各共済組合)

○ 難病医療助成制度(前頭側頭型認知症/意味性認知症のみ対象)

難病の医療費負担軽減を目的として、特定難病に罹患しており、一定の認定基準を満たしている方に対して、その医療にかかる医療費の一部を「特定医療費」として助成する。
指定難病に関する通院・入院の医療費や、介護費(介護保険の医療系サービス)が対象。自己負担が3割から2割、所得に応じた上限額が設定。

(3) その他

- 「高度障害状態」による住宅ローンの返済
住宅ローン契約の際に、金融機関により生命保険や融資に保証機関への加入が条件となっていることが多く、加入した生命保険の高度障害状態に認められた際には、保険金にて残りのローンを弁済できる場合がある。
窓口：加入している生命保険会社
- 生活困窮者自立支援制度の相談窓口
生活保護の対象にはならないが、仕事や生活に困っている方を対象に、就職、住居、家計管理、子どもの学習支援等を支援。
窓口：各市及び府(町村部を所管)が設置する相談窓口